

議案第 9 6 号

飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う改正

飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年飛驒市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第19条の2第1項」を「第19条の3第1項」に改める。

第19条の3を第19条の4とする。

第19条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第19条の3とする。

第19条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等について申出をした職員等に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、飛驒市職員の育児休業等に関する条例（平成16年飛驒市条例第48号。以下「育児休業条例」という。）第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 育児休業条例第22条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第15条 略 (介護休暇) 第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者（<u>第19条の2第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 略 第16条の2～第19条 略 _____ _____ _____ _____	第1条～第15条 略 (介護休暇) 第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者（<u>第19条の3第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 略 第16条の2～第19条 略 <u>（妊娠、出産等について申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第19条の2 任命権者は、飛騨市職員の育児休業等に関する条例（平成16年飛騨市条例第48号。以下「育児休業条例」という。）第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に</u>

[illegible]

掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 育児休業条例第22条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
2. 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の3 略

以下 略

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等

に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の4 略

以下 略

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
担 当 部	総務部
提 案 理 由	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)により育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。
条 例 の 概 要	(1) 妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等 職員本人又はその配偶者の妊娠、出産等を申し出たときに、当該職員に対し、出生時両立支援制度等に関して周知するとともに、その制度の請求等に係る意向を確認するための措置を講じること等を任命権者に義務付ける。 (第19条の2第1項関係) (2) 3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等 3歳に満たない子を養育する職員に対して、育児期両立支援制度等に関して周知するとともに、その制度の請求等に係る意向を確認するための措置を講じること等を任命権者に義務付ける。 (第19条の2第2項関係)
市 民 へ の 影 響 等	意向確認や配慮が義務付けられたことにより、職員が出生時両立支援制度及び育児期両立支援制度を利用しやすい環境となる。
施 行 日	令和7年10月1日 ただし、この条例の施行の前において改正後の飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により同項各号に掲げる措置を講じた場合、施行日以降の規定により講じられた措置とみなす規程は、公布の日から施行する。
備 考	出生時両立支援制度…育児短時間勤務、育児部分休業、保育時間、早出

	遅出勤務、深夜勤務・超過勤務の制限、子の看護等休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇 等
--	---

	育児期両立支援制度…出生時両立支援制度の保育時間、配偶者出産休暇を除く全て
--	--